

結城市登録統計調査員制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国及び県からの委託により実施する統計調査並びに市が実施する統計調査に従事する統計調査員の候補者をあらかじめ登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図るために設ける登録統計調査員制度について必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 市長は、次に掲げる者の中から統計調査員の適任者を選考し、登録統計調査員として登録し、管理するものとする。

- (1) 公募に応募した者
- (2) 個人又は自治会等の団体から推薦があった者
- (3) 統計調査員の経験がある者のうち、市長が適当と認めたもの

2 前項第1号の公募に応募できる者及び同項第2号に規定する推薦を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が調査活動に支障がないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 登録申請時の年齢が満20歳以上の者
- (2) 統計に関し理解と熱意を有し、責任をもって調査活動を遂行できる者
- (3) 調査活動をするに当たって、不適当と思われる経歴を有しない者

(登録手続)

第3条 登録統計調査員として登録を希望する者又は適任者を推薦しようとする者は、結城市登録統計調査員登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、適任者を推薦しようとする者にあつては、推薦することについて本人の承諾を得なければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、これを審査し、必要に応じて本人と面接を行い、申請が適当と認めたときは、登録統計調査員として登録し、その旨を結城市登録統計調査員登録済通知書(様式第2号)により本人に通知するものとする。

3 登録統計調査員として登録された者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、結城市登録統計調査員登録事項変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録期間)

第4条 登録統計調査員の登録期間は、原則5年(登録した日を含む年度の末日までを1年目とする。)とする。ただし、更新を妨げない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録統計調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 本人又は推薦者から結城市登録統計調査員登録取消届(様式第4号)により登録の取消しの届出があったとき。
- (2) 第2条に規定する登録の資格に該当しなくなったとき。
- (3) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
- (4) 統計調査員として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

(5) 病気、転居その他の理由により統計調査に従事することができないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の取消しを行ったときは、結城市登録統計調査員登録取消通知書（様式第5号）により本人に通知するものとする。

（調査員の選任等）

第6条 市長は、統計調査を依頼する調査員を選任し、又は推薦するときは、登録統計調査員から優先して選考するものとする。ただし、統計調査の種類、地域事情その他の理由により適格者を得られない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する選任又は推薦に当たっては、あらかじめ調査の内容、調査の時期等を明示して、その都度、登録統計調査員本人の同意を得なければならない。

3 登録統計調査員は、統計調査に従事することができない事由があるときは、その選任又は推薦を辞退することができる。

（研修等）

第7条 市長は、統計調査の円滑な実施を図るため、登録統計調査員に対する研修会等の開催、統計調査実施に関する情報、資料等の提供等を行い、その資質の向上に努めなければならない。

（秘密の保持）

第8条 統計調査員として統計調査に従事した登録統計調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

（登録統計調査員の確保対策）

第9条 市長は、登録統計調査員の確保及び不在地域解消のため、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 市の広報誌、ホームページ等による公募の実施

(2) 自治会等への推薦依頼の実施

（情報の提供）

第10条 市長は、統計調査を実施するため、国又は地方公共団体から登録統計調査員にかかる情報の提供を求められたときは、結城市個人情報保護条例（平成17年結城市条例第3号）第8条第2項第1号の規定に基づき、意向確認書（様式第6号）により登録統計調査員本人の同意を得た上、当該情報の提供を行うことができる。

（補則）

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要項は、令和4年3月30日から施行する。

（経過措置）

2 この要項の施行の際現に登録統計調査員として登録されている者は、第2条に規定する登録を受けたものとみなす。

様式第 1 号（第 3 条関係）

結城市登録統計調査員登録申請書

年 月 日

結城市長 様

※自治会推薦の場合

自治会名：

自治協力員名：

住所 結城市

氏名（自書又は記名押印）

結城市登録統計調査員制度実施要項第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり登録統計調査員の登録を申請します。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
住 所	〒
連絡先	※日中連絡が可能な番号を記入してください。
職業	
調査経験 （該当する番号を○で囲んでください。）	1 あり（主な従事調査 ） 2 なし
備考 （従事困難な時期など）	

備考 ご記入いただいた個人情報は、統計調査に関する事務以外の目的には利用しません。

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

結城市長

結城市登録統計調査員登録済通知書

あなたを結城市登録統計調査員として登録しましたので、結城市登録統計調査員制度実施要項第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、各種統計調査の調査員就任依頼は、実際に統計調査が実施される際に、調査区等の状況を考慮の上、ご連絡します。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 遵守事項

（１）申請書記載事項に変更が生じた場合及び登録の取消しを希望する場合には、速やかに届け出てください。

（２）統計調査の実施においては、次の事項を遵守してください。

ア 調査により知り得た秘密を厳守すること（登録を取り消した後も同様とする。）。

イ 調査期間中は選挙運動を行わないこと。

ウ 調査と同時に別の外交や勧誘、徴収等を行わないこと。

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

結城市長 様

住所

氏名（自書又は記名押印）

結城市登録統計調査員登録事項変更届

登録事項に変更がありましたので、結城市登録統計調査員制度実施要項第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更内容

変更する事項	変更前	変更後

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

結城市長 様

※自治会推薦の場合

自治会名：

自治協力員名：

住所

氏名（自書又は記名押印）

結城市登録統計調査員登録取消届

結城市登録統計調査員制度実施要項第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり登録統計調査員の登録の取消しを届け出ます。

記

登録取消の理由

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

結城市長

結城市登録統計調査員登録取消通知書

下記のとおり、登録統計調査員登録を取り消しましたので、結城市登録統計調査員制度
実施要項第 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 登録取消理由

2 登録取消年月日 年 月 日

意 向 確 認 書

結城市統計担当課では、国及び県等が行う統計調査に関連して結城市登録統計調査員の氏名、住所等の登録情報について、国、県、結城市の他課から照会があった場合、統計調査が円滑に実施されるよう、登録統計調査員の意向に従い、登録情報を提供することとしています。

上記の情報提供について、あなたの意向をお聞きします。

氏名、住所等の登録情報を提供することに同意されますか。

（1 又は 2 のいずれかを○で囲んでください。）

1 同意します

2 同意しません

年 月 日

氏 名（自書又は記名押印）

【趣旨】

登録した個人情報、統計調査員に選任する目的で利用しますが、国、県等が統計調査に関連して、登録統計調査員の氏名等について国、県等から照会があった場合は、意向確認書により本人の同意を得た登録者に限り情報を提供するため、あらかじめ意向を確認するものです。